

令和7年4月3日

市民オンブズマンの会白子

会長 様

白子町長 石井 和芳



公開質問状への回答

令和7年3月27日付けの公開質問状に対して下記のとおり回答します。

記

1. 給与の不当利得返還請求の具体的な内容およびスケジュールについて

給料4ヶ月分の7割の金額を基準とし、金額を精査し令和7年4月30日までに返還請求する。

2. 本件における懲戒処分の妥当性について

(1) 停職1ヶ月の処分が適切であったか

処分日の令和7年3月19日時点で、令和7年3月31日で令和6年度会計年度任用職員としての任用期間が満了し、再度の任用は行わないことが決定していた。

停職の期間は11日で足りるが、本町の条例では1ヶ月からとなっている為、本処分とした。

(2) 同様の事案における過去の処分事例との比較検討状況

他自治体の処分事例等を考慮（兵庫県加古川市、名古屋市）

(3) 処分決定に至った具体的な判断基準とその根拠

令和7年3月19日付け白子町懲戒審査会からの答申内容、他自治体の処分事例等さまざまな意見をふまえ、町長を含めた協議の結果本処分とした。

3. 同種事案の再発防止に向けた具体的な対策について

先行自治体の事例を調査研究し、定期的な業務内容の確認、また不定期にシステムの利用状況の確認を行うなど、監視体制の強化を実施する。またその監視体制について、全職員に周知を行う。

以上